

立川市泉市民体育館指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定による。

立川市泉市民体育館指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

立川市泉市民体育館

立川市泉町 786 番地の 11

2 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

シンコー・立川体協・アズビル共同事業体

東京都中央区日本橋堀留町 2 丁目 1 番 1 号

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで